

## 大阪大学放射性同位元素等運搬要項

平成元年 2 月 13 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 5 年 2 月 9 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 13 年 3 月 13 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 21 年 2 月 13 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正
平成 22 年 8 月 1 日	大阪大学原子力研究・安全委員会 放射線安全管理部会一部改正

放射性同位元素等（放射性同位元素、放射性同位元素によって汚染されたもの及び放射性廃棄物）を大阪大学同一敷地内及び学外で運搬する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに放射線取扱主任者の指示に従わなければならない。（ただし、本要項は管理区域内において行う運搬については適用しない。）

（同一敷地内での運搬）

- 1．外接する直方体の各辺が 10 センチメートル以上で、容易に、かつ安全に取り扱う事ができ、運搬中にき裂、破損等の生じるおそれのないよう容器に封入すること。  
ただし、大型機器等で容器に封入することが困難な場合は、あらためて指示を受けること。
- 2．放射性同位元素等を封入した容器、器具等（車両をもって運搬する場合は車両）の表面及び表面から 1 メートル離れた位置における 1 センチメートル線量当量率がそれぞれ 2 ミリシーベルト毎時、100 マイクロシーベルト毎時を超えないようにし、かつ、表面の放射性同位元素の密度が 線を放出する核種の場合は 0.4 ベクトル毎平方センチメートル、線を放出しない核種の場合は 4 ベクレル毎平方センチメートルを超えないようにすること。
- 3．転倒防止安全のための措置を講じるとともに、徐行するなど安全を確保して運搬すること。
- 4．危険物と混載しないこと。
- 5．運搬経路に、見張人、標識を立て、運搬に使用する機械、器具、容器等に「事業所内運搬」標識を取り付けること。
- 6．運搬に従事するものは放射線業務従事者とし、かつ、線量が実効線量限度及び等価線量限度を超えないようにすること。

(学外での運搬)

7. 放射性同位元素等(74ベクレル毎グラム以上)の量に従いL型、A型、BM型、BU型輸送物に分類し、L型、A型の場合は次の各号に定める運搬基準に従い、BM型、BU型の場合はあらかじめ主任者の指示をうけること。

8. L型輸送物の運搬基準

イ) 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上で、容易に、かつ安全に取り扱う事ができ、運搬中にき裂、破損等の生じるおそれのないような容器に収納すること。

ロ) 転倒防止安全のための措置を講じるとともに、徐行するなど安全を確保して運搬すること。

ハ) 危険物と混載しないこと。

ニ) 運搬に従事するものの被ばく量が放射線業務従事者については実効線量限度及び等価線量限度をそれぞれ超えないようにすること。

ホ) 表面の放射性同位元素の密度が線を出す核種の場合は0.4ベクレル毎平方センチメートル、線を出さない核種の場合は4ベクレル毎平方センチメートルを超えないようにすること。

ヘ) 表面における1センチメートル線量当量率が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ト) 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「Radioactive」の表示を有していること。

9. A型輸送物の運搬基準

イ) 前号のイ) からニ) までに定めた基準

ロ) 輸送物、コンテナもしくは車両等の表面における1センチメートル線量当量率が2ミリシーベルト毎時、表面から1メートル離れた位置での1センチメートル線量当量率が100マイクロシーベルト毎時を、また、車両等による運搬従事者が乗車する場所は20マイクロシーベルト毎時を超えないこと。

ハ) 表面の放射性同位元素の密度が線を出す核種の場合は0.4ベクレル毎平方センチメートル、線を出さない核種の場合は4ベクレル毎平方センチメートルを超えないようにすること。

ニ) みだりに開封されないようにし、かつ、開封された時も開封されたことが明らかにできる措置をすること。

ホ) 放射性同位元素等の使用その他の処置に必要な書類のみを収納すること。

ヘ) A型容器試験に耐えること。

ト) 放射性同位元素の種類、量、運搬中留意事項、事故等の措置等を記した書面を携行すること。

チ) 輸送物の表面の1センチメートル線量当量率の量に従い所定の標識を2箇所、及び「A型」又は「TYPE A」の文字標識を表面に取り付けること。

リ) コンテナの4側面にはコンテナ標識、車両にあつては両側面と後面に車両標識を取り付けること。

ヌ) 消化器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置を携行すること。

ル) 積み込み、取卸等の際には、なわ張、標識の設置等の措置を講ずること。

オ) 夜間においては赤色灯を点灯すること。

10. 放射性同位元素の運搬等の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称を帳簿に記載すること。